第 1145 号 READAS

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 8月31日 月曜日

発行所

(2-2)

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

^企ハイブリッドカーの自動車取得税

Q:ハイブリッドカーについては、自動車 取得税が軽減されていると聞きましたが、ど のくらい軽減されているのでしょうか。

A:バス・トラックについて2.4%、その他のものについては2%税率が軽減されます。

【解説】

ハイブリッドカーのうち、減速時の制動エネルギーを電気として回収、充電し、これを主として発進及び加速時に内燃機関の補助動力源として用いるハイブリッドカーについては、ディーゼル車と比較してNOxの排出量を2割、黒煙を約5割から7割削減することがきるとされ、環境対策に資するものであることから、電気自動車等の低公害車と同様に、自動車取得税の税率を軽減する特例措置が講じられています。

平成10年度の改正では、この従来型のハイブリッドカーに加え、内燃機関及びモーターの両者を主動力源として走行する新型ハイブリッドカーについても、同型のガソリン車と比較してNOxの排出量を約8割、CO₂を約5割削減することができるとされ、環境対策に資するものであること、価格面において割高であること等を考慮し、特例措置の範囲に加えることになりました。

特例措置の内容は、バス・トラックについては2.4%、その他の自動車については2.0%自動車取得税の税率が軽減されます。なお、この特例措置の適用は、平成12年3月31日までの取得の場合に限られています。







